

学校の水泳授業における感染症対策について

水泳授業を行う際は、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、下記の感染状況を踏まえた対策を講じた上での実施をお願いします。

記

- 1 プールの水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は適宜消毒を行うこと。
- 2 児童生徒の健康状態を確実に把握し、検温、健康観察などで体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせる。見学する児童生徒については、熱中症にならないよう必要に応じてマスクを外させること。
- 3 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プールで密集しないようにすること。プールサイドでも児童生徒の間隔は2 m以上を保つことができるようにすること。
- 4 児童生徒が密接する活動は避けること。バディシステムについても、事故防止の上で非常に重要であるが、感染リスクに十分注意して運用すること。
- 5 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保するのが困難である場合は、一斉に利用させず、少人数の利用にとどめること。
- 6 児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないように指導すること。
- 7 水泳授業を実施する際には、以上の感染対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
- 8 幼稚園において、プールを活用した活動を行う場合も、上記を踏まえた対策を講じること。

※別添2「学校の水泳授業における感染症対策について」

(スポーツ庁政策課学校体育室文部科学省初等中等教育局幼児教育課)